

(別記様式)

特定間伐等促進計画

佐賀県佐賀市

令和3年6月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、25,000ha（年平均2,500ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で2,000ha（年平均200ha）の間伐を行うことを、本佐賀市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

別紙1による。

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

森林経営計画作成、施業集約化に必要な森林の情報収集や森林所有者の合意形成については、地元説明会等を行い、地域の協力の下、情報や同意を得て集約化を促進していく。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

森林作業道等林内路網の整備を推進し間伐材の搬出を促進させる。また、高性能林業機械の導入を促進し、オペレーターへの研修等の参加を促しながら、効率的な作業システムの構築を目指す。

6 間伐材の利用の推進

本市では、原木を年間通じて安定的に生産する体制が十分に整備されていないため、今後、低コスト生産を促進しつつ森林経営計画等に即した安定的な木材生産に取り組むとともに、「佐賀市木材供給センター」を拠点に製材工場や小・中径木加工場などと連携し、需要側のニーズに応じた市産材の安定供給体制の構築を図っていく。

7 人材の育成・確保等

各種技術研修会の受講を推進し、間伐や路網整備を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成を図るとともに、労務職員の安全確保及び社会保険等への加入による勤務体系・賃金体系の改善を指導し、就労条件の改善に努める。また、林業事業体へ森林経営計画の策定を促し、それにより事業量を確保して経営体制の強化を図る。